

2014 年 10 月 20 日

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会様

日本盲人会連合 情報部長・点字図書館長
大橋由昌

著作権法改正、及び読書環境の改善に関する要望書

日頃より視覚障害者の読書環境の改善にご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

既にご案内のとおり 2013 年 6 月、世界知的所有権機関（WIPO）において「視覚障害者等の発行された著作物へのアクセスを促進するためのマラケシュ条約」が全加盟国の合意を得て成立しました。我が国としても早期の批准に向けて現行著作権法の改正が必要であり、読書に困難のある障害者が、より一層多くの著作物にアクセスできるようになるよう、ここに要望書を提出いたします。

【要望事項】

1. 著作権法第 37 条第 3 項により複製が認められているものの規制緩和

同条同項にある「福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」を改正し、営利を目的とする場合を除き、障害当事者や障害者団体、図書館に関係していないボランティアグループ、社会福祉協議会なども著作権者の許諾を得ずとも音訳や拡大写本、電子データ化に取り掛かれるように改正していただくことを望みます。

（理由）

マラケシュ条約が求めているように視覚障害者や学習障害者、読字障害者が、より多くの著作物にアクセスできるようにするには、図書館への関与に関わらず、多くのボランティアが、著作権許諾の煩雑な手続きに時間を裂かれることなく、視覚障害者等のために拡大写本、音訳、電子化などに取り組めるような環境を整えることが必要であると考えます。現行著作権法では、点訳だけが政令の定めに関係なくできることになっていますが、視覚障害者などの読書障害者が求める媒体は、障害者権利条約の意思疎通手段にも定義されているように音声、拡大文字、電子データなどと人それぞれです。

その他にも大学の放送研究会から録音図書を製作したいという申し出があったり、病院の眼科病棟などでもそれぞれの患者が読める媒体で本を読みたいというニーズもあります。よって、政令で定めるという仕組みを抜本的に改め、拡大図書や録音図書、電子図書が製作される時も点訳と同じように著作権の問題が障壁とならないような制度設計を望みます。尚、文化庁長官が指定するという制度もありますが、実際に申請が認められなかったボランティアグループもありますし、あまりにも複雑で膨大な申請手続きに二の足を踏んでいる組織も少なくありませ

ん。マラケシュ条約の前文では、「多くの加盟国が自国の著作権法において視覚障害者又はその他の読字障害者のために制限及び例外を定めているが、利用しやすい形式の複製物になっていて、かかる人々が利用可能な著作物は引き続いて不足している」という事実を指摘しています。特にマラケシュ条約が配慮を強く求めている教育でも障害のある児童・生徒が十分に教育を受ける環境が著作権の問題で整えられないという問題もあります。

2. 著作権法第37条第3項における受益者の拡大

マラケシュ条約に批准するためには同条同項の「視覚障害者等」という対象を拡大し、視覚障害者とディスレクシアに加え、上肢不自由者や寝たきりの状態にある人など、いわゆるプリントディスアビリティのある読字障害者を対象にすることが必要です。その際に文言そのものを「文字・活字を読むことができない、もしくは読むことに著しく困難のある者」等と改正するなど、国内のすべての読書に困難のある人が対象になることを望みます。

(理由)

情報通信環境の拡充にともない、障害の種別を超えて著作物へのアクセス手段が共有できるようになったことを背景に、マラケシュ条約でいう「受益者」の概念が拡大された事実を踏まえ、国内法である著作権法の改正が急務と考えるからです。マラケシュ条約は読書に困難のあるすべての読書障害者に手が差し伸べられるようにすることを求めていますので、著作権法においてもできる限り広義な定義とし、読書がすべての国民に開かれたものとなるよう要望します。

3. 受益者への公衆送信の法定化

著作権法第37条第3項において受益者に対し、自動公衆送信と同様に公衆送信も法的に可能にさせていただくことを望みます。

(理由)

同条同項で自動公衆送信は認められていますが、公衆送信は認められていません。よって、障害者がサピエ図書館などのデータベースからアクセシブルな図書をダウンロードすることはできますが、図書館などからメールサービスで情報を発信することはできません。著作権のある情報の中にも障害者の安全や安心に関わる情報や暮らしを豊かにする情報が数多く含まれております。このような情報もメールサービスで、希望する視覚障害者等にタイムリーに、且つ円滑に情報発信できるようにさせていただくことを望みます。

4. 図書館のネットワーク化

視覚障害者情報提供施設（点字図書館）、国会図書館、公共図書館、学校図書館、大学図書館をネットワーク化していただくことを望みます。

（理由）

マラケシュ条約の目的は視覚障害者等が著作物にアクセスすることを促進する、つまり現在読書に困難のある人でももっと多くの本が読めるようになるよう読書環境を整えることであると考えます。そのためには著作権の制限だけではなく、アクセシブルな図書を製作し、個々の読書困難者の手元に届けるまでの流れを確立する必要があります。サピエ図書館と国会図書館はネットワーク化されましたが、ここに全国の公共図書館、学校図書館、大学図書館も加え、幼児期から高齢期まで人生のどの段階でも本に触れられるような環境を整備することが求められます。これは我が国の文化の発展を考える上でも基礎的なインフラとも言えますので、それぞれの所管省庁や所管部局と連携し、マラケシュ条約批准が真に障害者の読書環境の改善につながることを要望します。